（大学院新入生用）

入学料免除・徴収猶予の申請にあたってのＱ＆Ａ（過去に問い合わせの多かった事例をあげています。）

《申請について》

Ｑ１　申請はいつ行えばよいですか？

Ａ．原則、各研究科の入学手続き当日のみ申請を受け付けます。

Ｑ２　郵送での申請は可能ですか？

Ａ．**郵送での申請は原則として受け付けられません**。
どうしても無理な場合は３月７日（火）までに学生支援課奨学支援グループに問い合わせてください。
（TEL：078-803-5431）

《申請書類について》

Ｑ３　申請時に必要書類が間に合わない場合は、どうしたらいいですか？

Ａ．ホームページからダウンロードした「入学料免除・徴収猶予申請書」、「入学料免除・入学料徴収猶予申請書受理確認書」を提出してください。入学年度の前期に授業料免除を申請される方は、他の書類については提出不要です。入学年度の前期に授業料免除を申請しない場合は、後日必要となる書類を担当係窓口まで提出してください。

《出願資格について》

Ｑ４　経済的にあまり余裕がなく、入学料免除の申請を考えているのですが、申請は可能ですか？

Ａ．大学院への新入生については、経済的な事情を理由に、入学料免除の申請をしていただくことが可能です。

Ｑ５　すでに入学料を納付していますが、今からでも申請は可能ですか？

Ａ．入学料を納付している場合、入学料免除・入学料徴収猶予の申請はできません。

《納付について》

Ｑ６　半額免除もしくは不許可となった場合、いつまでに納付すればよいですか？

Ａ．７月中旬（10月入学者は12月中旬）、担当係窓口にて直接結果を通知します。
上記の結果通知日から２週間以内に納付しなければ、入学料未納のため除籍となります。

※その他、収入に関する書類や基準に関しての質問は、授業料免除Ｑ＆Ａをご覧ください。